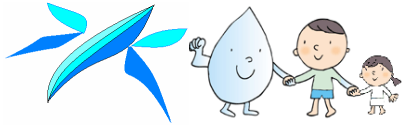


～地下水は熊本の家 地域の命・夢・未来～

土壤汚染対策法の概要と施行状況

平成23年3月1日(火)

熊本県環境生活部水環境課

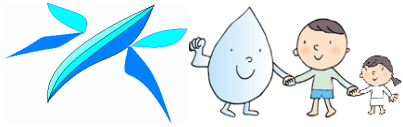


はじめに

典型7公害

- ・大気 → 大気汚染防止法
- ・水質 → 水質汚濁防止法
- ・騒音 → 騒音規制法
- ・振動 → 振動規制法
- ・悪臭 → 悪臭防止法
- ・地盤沈下 → 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ・土壌汚染 → 農用地土壌汚染防止法

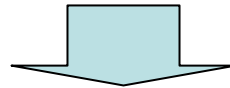
※市街地における土壌汚染対策がなかった。



土壌汚染対策法制定の経緯

背景

神通川流域イタイイタイ病→S45「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」



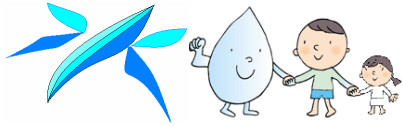
地下水

VOCs(揮発性有機化合物)による地下水汚染→H1有害物質の地下浸透規制、H8地下水の浄化命令措置制度、H9地下水の水質汚濁に係る環境基準(水質汚濁防止法)

土壌汚染

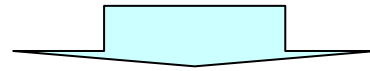
H3「土壌汚染に係る環境基準(土壌環境基準)」

土壌汚染の調査、除去等の措置の実施に関する指針(環境庁)

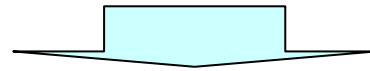


土壌汚染対策法の必要性

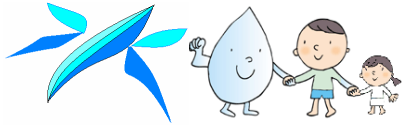
有害物質を取り扱っている工場等の敷地



汚染の有無不明のまま放置、住宅・公園等に利用される



人への健康影響が生じてしまうことを防ぐ必要がある



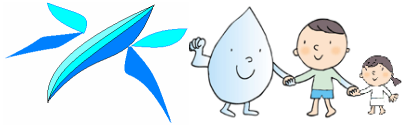
1 法の目的

1-(1) 目的の条文

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

人の健康影響

- ①直接摂取による人への健康影響
- ②地下水経由の摂取による人への健康影響



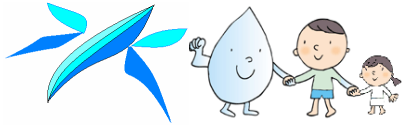
1 法の目的

1-(2) 目的の範囲

○ 人の健康影響

× 生活環境の保全、生態系の保全の観点が含まれていない。

△ 自然的原因による土壌汚染は、「公害」ではないが、搬出する場合は人為的由来と同じ取り扱いとしている。



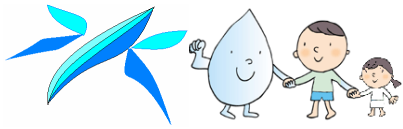
2 法に定める規制対象物質と対象事業場

2-(1) 規制対象物質

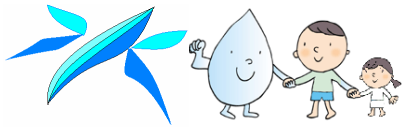
特徴

①法第2条に定める**25物質**で、VOC、重金属等、農薬等の3つに分類。

②重金属等(第2種特定有害物質)は**溶出量基準**のほか**含有量基準**がある



特定有害物質（法第2条）	指定基準（法第5条）		土壤環境基準	
	土壤含有量基準	土壤溶出量基準		
四塩化炭素		0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.004mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
ジクロロメタン		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
ベンゼン		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
カドミウム及びその化合物		第二種特定有害物質 (重金属等)	150mg/kg以下	0.01mg/ℓ以下
六価クロム化合物	250mg/kg以下		0.05mg/ℓ以下	
シアン化合物	遊離シアン 50mg/kg以下		検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	15mg/kg以下		0.0005mg/ℓ以下 (検出されないこと)	0.0005mg/ℓ以下 (検出されないこと)
セレン及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	150mg/kg以下		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下		0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
シマジン	第三種特定有害物質 (農薬等)		0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
チウラム		0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
チオベンカルブ		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	検出されないこと	
有機りん化合物		検出されないこと	検出されないこと	



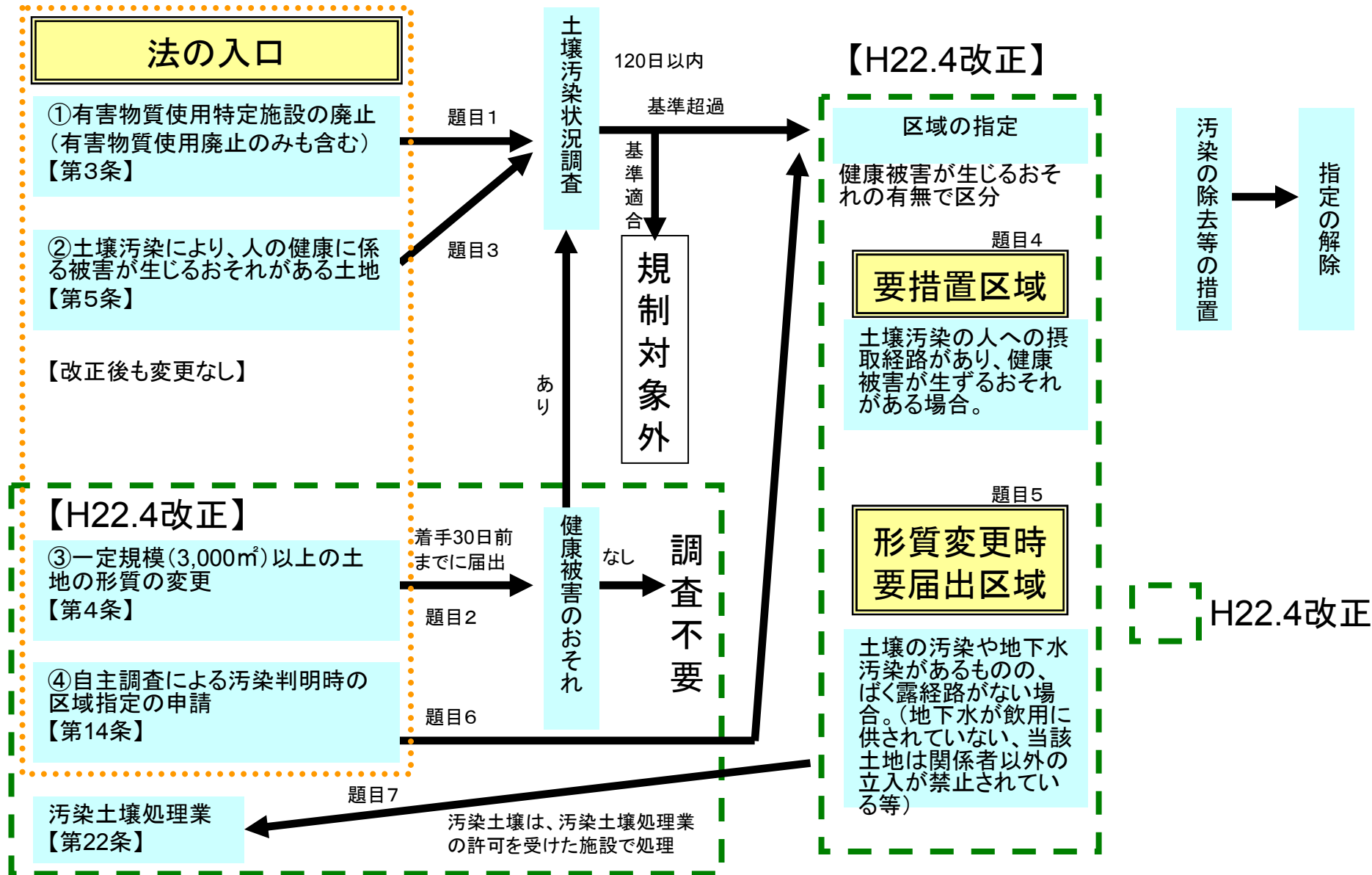
2 法に定める規制対象物質と対象事業場

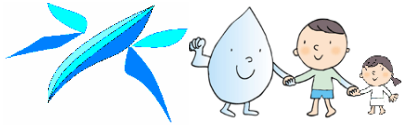
2-(2) 対象事業場

有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場が対象

施設の使用廃止の時点において、土壌汚染の調査を実施し都道府県知事（指定都市、中核市、特例市は市町）に調査結果を報告。（ただし、土地が引き続き工場・事業場の用途に供される場合は調査実施を猶予。知事の確認が必要）

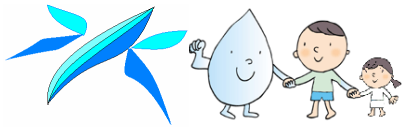
調査・届出等のフロー





3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

- (1) 有害物質使用特定施設とは
水質汚濁防止法に第2条第2項に規定する特定施設で、特定有害物質を使用等する施設
・調査の流れについては前述のフロー図参照
- (2) 有害物質使用特定施設の廃止時の調査
・法施行以降(H15.2～)の実績
調査実績： 熊本県1件(製造業)、熊本市1件(製造業)
- (3) 調査の猶予申請(法第3条第1項ただし書の確認申請)
・申請件数： 熊本県17件、熊本市48件(県・市ともに、同一事業場から複数の申請あり)
・手続き、流れ(県H23.3.1現在、市H22.8現在)
 - ①第3条第1項ただし書の確認申請書(様式第3)等を、廃止後できる限り速やかに提出
添付書類：敷地全体図、廃止した特定施設の場所の図、土地の登記簿謄本(敷地全体)
 - ②現地踏査(行政)
猶予の条件(規則第16条第2項：引き続き工場又は事業場の敷地として利用など)
 - ③土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認通知書の送付(行政)



3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

3-(1) 土壌汚染状況調査の実施主体

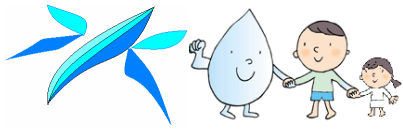
→ **土地の所有者、管理者又は占有者。**

<理由>

- ①土壌汚染の判明以前に汚染の発見のために行うものであること。
- ②私有財産である土地の状況を把握するための行為の一種と解されること
- ③調査を行うためには土地の掘削等に関する権原が必要であること

等から、汚染原因者や行政が行うのではなく、土地の状態につき責任を有する土地の所有者等が行うこととしている。

この調査の実施主体についての考え方は、法第4条に基づく土壌汚染状況調査についても同様。



3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

3-(2) 土壌汚染状況調査

①調査対象地

ア 法第3条調査(調査義務)

使用が廃止された有害物質使用特定施設にかかる工場又は事業場の敷地であった土地のすべての区域。

イ 法第5条調査(調査命令)

汚染の状態を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において都道府県知事が定める区域。

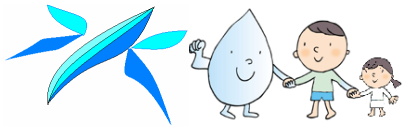
②調査対象物質

ア 法第3条調査(調査義務)

有害物質使用特定施設を廃止していた時点で使用等していた特定有害物質及びその分解生成物。

イ 法第5条調査(調査命令)

当該土地若しくはその周辺の土地の土壌汚染の状態、地下水の特定有害物質による汚染の状態を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において都道府県知事が定める。



3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

3-(3) 調査の猶予

法第3条1項ただし書き

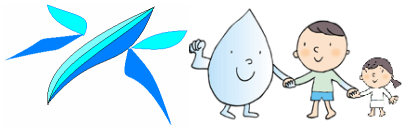
土壌汚染状況調査の猶予を条件付きで認めるもの。

<条件>

・当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けた場合。

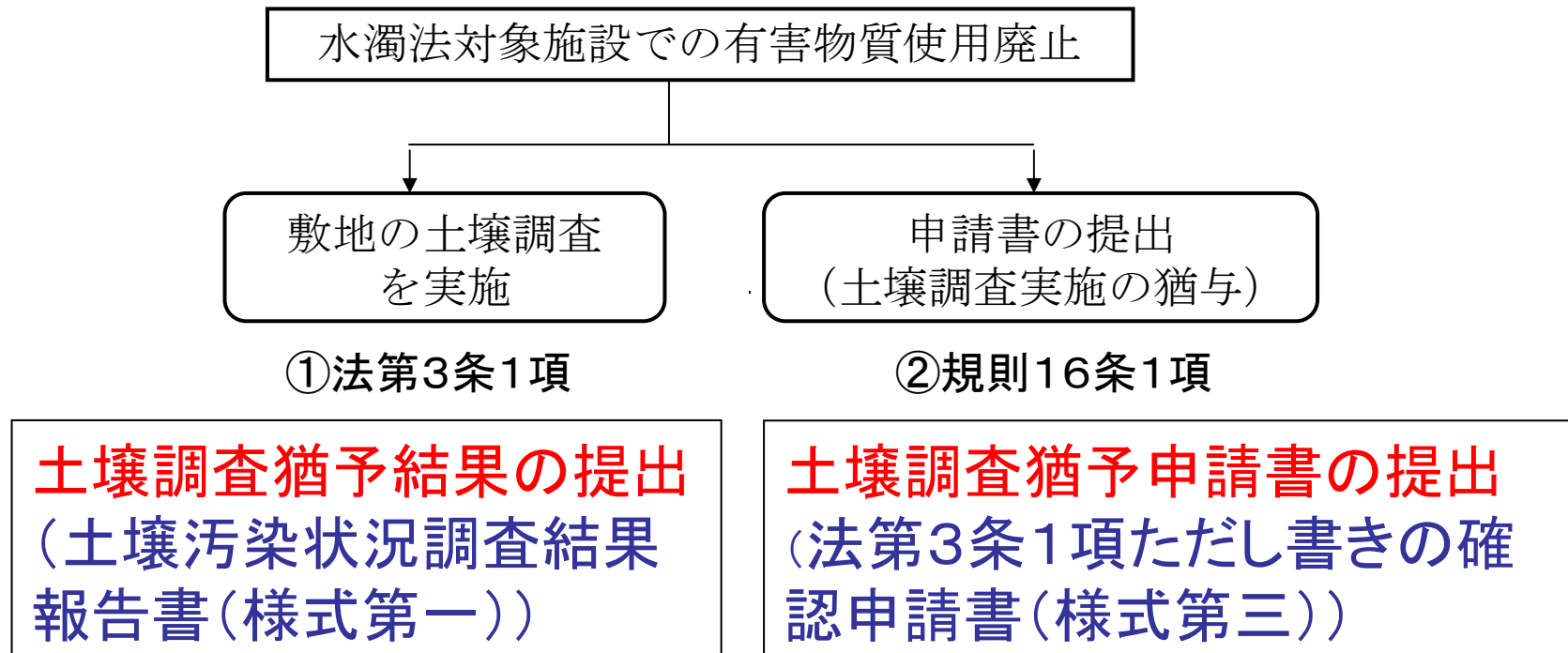
<具体的には>

- ①様式第2による申請書(土壌汚染状況調査猶予の申請書)を提出しなければならない。
- ②都道府県知事は、申請書に基づき、以下のいずれかに該当することが事実であると認められる場合のみ法第3条1項ただし書きの確認をするものとする。
 - ・工場または事業場の敷地として利用されること
 - ・小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合
 - ・操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

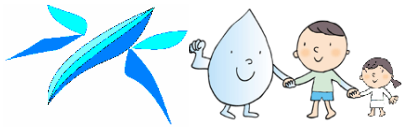


3 土壌汚染状況調査及び調査の猶予

3-(4) 提出書類



※いずれも、県ホームページからダウンロード可。



4 一定規模以上の土地の形質変更の届出 (法第4条)

(1) 一定規模以上の形質変更の届出とは

届出要件: 形質変更(掘削や盛土)の合計面積が3,000㎡以上のものは着工30日前までに届出が必要。

届出書類: (様式第六) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

記入要領: 熊本県ホームページ及び熊本市ホームページに掲載(後述)

よくある質問:

Q1 3,230㎡の形質変更を行うが、そのほとんどが盛り土であり、わずかな面積で掘削工事が行われる。掘削深度は概ね30cmだが、最深部は60cm。土壌の飛散や流出、搬出はないが届出は必要か。

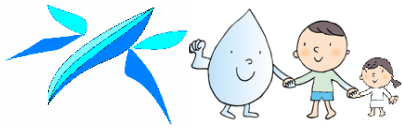
A1 最深部が50cm以上あれば、届出が必要です。

Q2 同一工事計画・目的の工事であるが、飛び地であり、工事が複数年に及ぶ場合も届出は必要か。

A2 届出要件は同一の敷地に存在することを必ずしも要しません。また、工事が複数年に及ぶ場合でも、3,000㎡以上であれば個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断します。

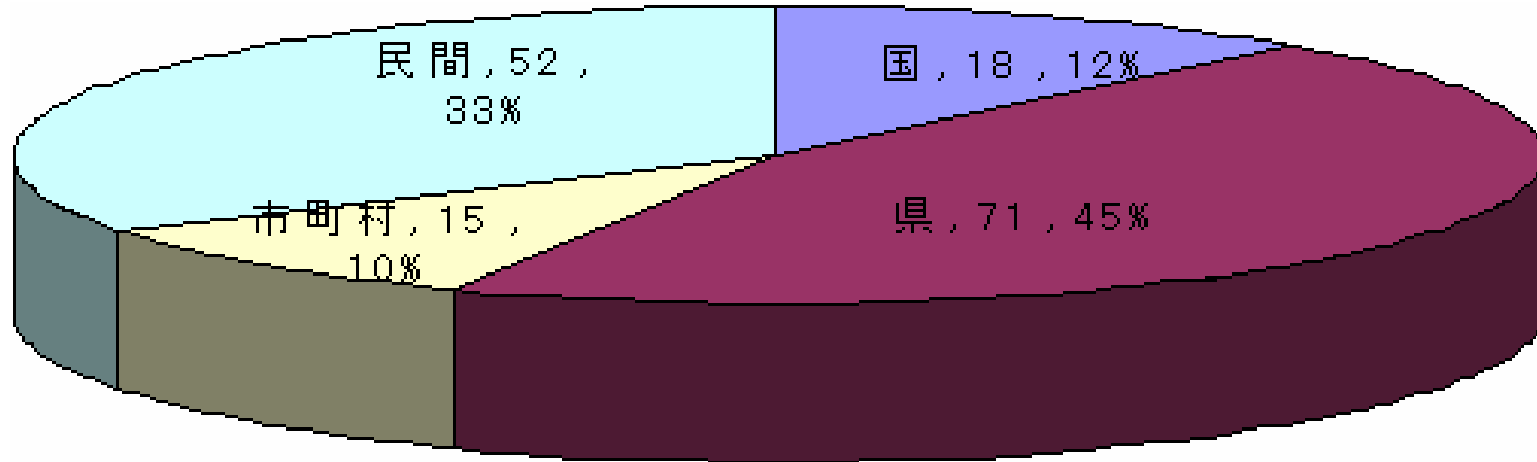
Q3 海や川などの水面下の土(底質)を掘削する場合も届出は必要か。

A3 水面下や火口内などは、人が通常立ち入ることができないため届出不要です。

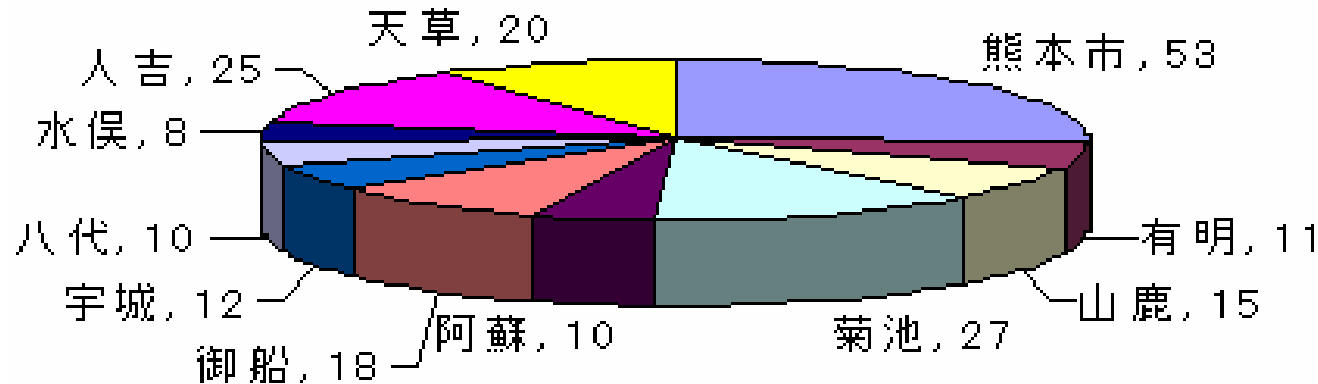


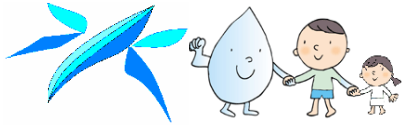
(2) 一定規模以上の形質変更の届出件数（平成23年2月23日現在）
届出者別内訳 ※民間には公益法人含む

熊本県(熊本市内を除く) 156件



県内地域別内訳(熊本市はH23.1.4現在)





(3) 土壌汚染状況調査命令数(平成23年2月23日現在):4件(熊本市除く)

○調査命令が発出された事例

- ・病院の建て替え工事
- ・ガソリンスタンド跡地を含む道路工事
- ・特定有害物資使用工場における
建設工事

※土壌汚染のおそれがある環境省令基準(いずれかに該当)

- ① 土壌汚染が存在することが明らかである土地
- ② 有害物質が埋められ・飛散・流出・地下浸透した土地
- ③ 有害物質を製造・使用・処理する施設があった土地
- ④ 有害物質を貯蔵・保管する施設があった土地
- ⑤ ②～④と同等程度に土壌汚染のおそれがある土地

(4) 自然由来に関する対応

当該土地周辺において、自然的原因による土壌汚染の報告、地質的に同質な状態で広く存在する土壌汚染地であるという報告がある場合には調査命令が発出される。

○熊本市の事例:熊本市内をいくつかの区域に分けて平成19年度から調査。

- ・土壌調査の途中報告ではあるが、基準超過の土壌を確認。
- ・平成20年度までの調査結果は、熊本市水保全年報を参照

○県内の自然由来に関する情報:知見不十分な状況のため、今後、情報蓄積を図る。

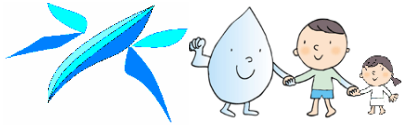
○<参考>産業技術総合研究所 地質調査総合センターHP

日本全国の海と陸の地球化学図データベース

<http://riodb02.ibase.aist.go.jp/geochemmap/index.htm>

(5) 各保健所担当による巡回

届出せずに一定規模以上の土地の形質の変更が行われていないか、巡回により確認。



5 土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条）

(1) 土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるときとは

土壌汚染対策法施行令（土壌汚染状況調査の対象となる土地の基準）

第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 当該土地の土壌の特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。

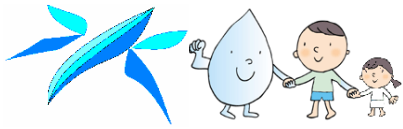
ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第五条第一号ロにおいて同じ。）であること。

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。

ロ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項 ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後五年以内の鉱山の敷地であった土地であること。

(2) 土壌汚染状況調査件数：熊本県、熊本市ともになし



6 要措置区域の指定等（法第6条）

(1) 要措置区域とは
土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがある場合に指定。

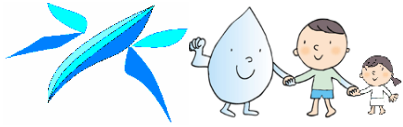
(2) 区域の指定状況（平成23年2月24日現在）

熊本県：2件（熊本県公報にて公示、ホームページでも情報提供）

	八代市	山鹿市
事業場	特定有害物質使用事業場	公共施設
指示措置	地下水の水質の測定	盛土

熊本市：0件（H22.8.6に1件公示されたものの、土壌汚染の除去、処理確認後、H23.2.18付けで要措置区域の指定の全部解除。熊本市公報、ホームページにて公示）

- ・事業場：特定有害物質使用事業場
- ・指示措置：地下水の水質の測定



7 形質変更時要届出区域の指定等(法第11条)

(1) 形質変更時要届出区域とは

土壤の汚染や地下水汚染があるものの、ばく露経路がない場合(地下水が飲用に供されていない、当該土地は関係者以外の立入が禁止されている等)に指定される。形質変更により、ばく露のおそれがあるので、事前届出制となっている。

(2) 区域の指定状況(平成23年2月23日現在)

熊本県: 1件(山鹿市の要措置区域と同一地)

熊本市: なし

8 指定の申請(法第14条)

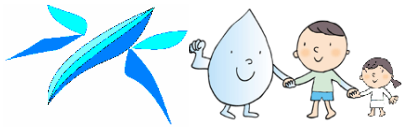
(1) 指定の申請

自主的調査の結果、土壤の汚染が判明した場合であっても、都道府県知事に区域の指定の申請を行うことが可能。

(2) 指定の申請件数(平成23年2月23日現在)

熊本県: 1件(山鹿市の要措置区域等)

熊本市: なし



9 汚染土壌処理業（法第22条）

(1) 汚染土壌処理業とは

法に規定する汚染土壌は、汚染土壌処理業の許可を受けた施設でしか処理できないことになっている。施設としては、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立等処理施設、分別等処理施設がある。

(2) 許可状況（平成22年8月26日現在）

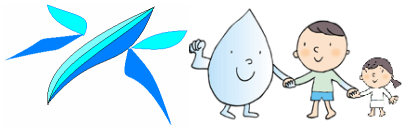
熊本県：1件

熊本市：1件

※全国の許可状況については、環境省ホームページに掲載

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

- ・全国に、56事業場（52業者）（平成23年1月末時点）
- ・九州に、6業者（北九州市2、福岡県、熊本県、熊本市、大分市各1業者）セメント業者、管理型処分場、PCB処理施設等
- ・この他に福岡県内でVOC処理業者が、大分県内でセメント業者が処理業の許可申請中。



10 公表資料

①熊本県ホームページ「土壤汚染対策法について」

http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/48/dojyou-taisakuhou.html

TOP — 環境・まちづくり — 環境保全「水環境・地下水・土壤汚染等」 — 土壤汚染対策法について(水環境課)



- 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」に係る届出要領(熊本県)
- 熊本県要措置区域等台帳
- 土壤汚染対策法に関連する各種様式

土壤汚染対策法について

更新日: 2010/4

土壤汚染対策法について

サイト開設: 平成19年 8月 9日

土壤汚染対策法について

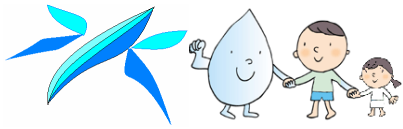
※平成22年4月から土壤汚染対策法の一部が改正のうえ施行されます。これに伴い、平成21年10月23日から、汚染土壤処理業の許可申請が可能になりました。(ただし、許可は平成22年4月)

詳細は環境省のホームページをご覧ください。

<参考>【報道発表資料】平成21年度土壤汚染対策セミナーの開催について(お知らせ)

※土壤汚染対策法の改正に伴い、3,000平方メートル以上の土地の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の30日前までに県(熊本市内は熊本市)に届出が必要です。土壤汚染のおそれがある場合には、土地所有者等に土壤の汚染状況調査を命令することもあります。調査の結果、汚染が判明した場合には計画の変更を余儀なくされることも想定されるため、余裕を持って確実に届出がなされるよう各自でマニュアルに記載するなどの工夫をお願いします。

②環境保全協議会会報誌(平成22年9月発行)「土壤汚染対策法の改正」



③熊本市ホームページ> 地下水都市「くまもとウォーターライフ」

水といのちが輝く美しい都市生活
くまもとウォーターライフ

日本一の地下水都市・熊本

水と食 節水
平成の名水百選 水マップ 熊本水遺産
くまもと「水」検定 地下水保全

条例・様式 資料集 補助・助成 ボランティア・学習

重要なお知らせ ◆現在、お知らせはありません

7月から9月は 平成22年度節水強化月間のテーマ「73万人の節水」
7月～9月 節水強化月間です

目標値 平成14年度の一人一日当たりの生活用水使用量264リットルから10%削減した238リットルを目標としています。

7月～9月 節水強化月間です

期日	一人一日当たりの生活用水使用量	削減率
8月30日(月)	239リットル	-6%

最新情報

- 簡単！漏水チェックにチャレンジ！ (8月21日更新)
- どれだけ節水できたか！「結果速報」 (8月21日更新)
- 「若者の森」下刈り助っ人募集！！ (8月30日更新)
- 街なか親水施設補助制度を創設しました！ (8月24日更新)
- 小坂流鏝水術先師祭が執り行われました！ (8月20日更新)

くまもとウォーターライフとは

- ウォーターライフのスヌメ
- 水ブランド創設プラン
- シンボルマーク

イベント情報

公式水物語

熊本水物語

熊本地域地下水保全活用協議会

リンク集

サイトマップ | 個人情報取り扱いについて | このサイトについて

<http://www.kumamoto-waterlife.jp/>

○平成20年度熊本市水保全年報などの資料集

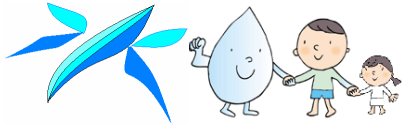
http://www.kumamoto-waterlife.jp/base/pub/default.asp?c_id=48

○熊本市における土壌汚染対策法の関連情報（指定区域、水質汚濁防止法等の有害物質使用特定事業場リストなど）

http://www.kumamoto-waterlife.jp/base/pub/detail.asp?c_id=16&id=43&m_id=18&mst=0

○3000平方メートル以上の土地の形質の変更を行う際に届出について（熊本市）

http://www.kumamoto-waterlife.jp/kiji/pub/detail.asp?c_id=1&id=69&pg=1&mst=0&wd=



11 相談、問い合わせ等

熊本県環境生活部水環境課 電話096-333-2271
熊本県内各保健所

◎ 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出窓口：各保健所(熊本市内は熊本市水保全課)

保健所名	所在地	電話番号	管轄地域(平成22年8月現在)
宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-0598	宇土市 宇城市 下益城郡美里町
有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184	玉名市 荒尾市 玉名郡長洲町・和水町・玉東町・南関町
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121	山鹿市
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	0968-25-4135	菊池市 合志市 菊池郡大津町・菊陽町
阿蘇保健所	阿蘇市内牧1204	0967-32-0535	阿蘇市 阿蘇郡小国町・南小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村
御船保健所	御船町辺田見400	096-282-0016	上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町
八代保健所	八代市西片町1660	0965-33-3198	八代市 八代郡氷川町
人吉保健所	人吉市寺町12-1	0966-22-3107	人吉市 球磨郡球磨村・山江村・五木村・相良村・あさぎり町・多良木町・錦町・湯前町・水上村
水俣保健所	水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104	水俣市 葦北郡芦北町・津奈木町
天草保健所	天草市今釜新町3530	0969-23-0172	天草市 上天草市 天草郡苓北町

熊本市水保全課 電話096-328-2436